

審査基準と標準処理期間

処 分 名	公文書の公開請求に対する公開・非公開等の決定		
根拠法令名	埼玉東部消防組合情報公開条例	(条項) 第7条、第12条	
基準法令名	埼玉東部消防組合情報公開条例	(条項) 第7条、第12条	
所管部署	消防局総務課 総務担当		
標準処理期間	なし	法定処理期間	15日
<p>【審査基準】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>(1) 公文書の公開請求があったときは、当該文書に埼玉東部消防組合情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている情報 ・個人に関する情報その他の非公開情報 <p>(2) 公文書に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を公開する。</p> <p>(3) 公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。</p> <p>※公開決定等の期限については、情報公開条例第12条において15日以内、30日以内、45日以内とそれぞれ規定。</p>			
所管課	総務課 総務担当	処理番号	総No.3